

参考24 特定事業場の新增設にかかる湖沼法に基づく排水規制

湖沼法の排水規制対象となる工場・事業場

湖沼特定事業場

「湖沼特定事業場」とは、水質汚濁防止法 2 条 2 項に規定する特定施設のうち下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設、及び土地改良法に規定する農業集落排水整備事業に係る施設を除いた施設（湖沼特定施設）を設置する指定地域内の工場又は事業場。

ア．排水規模が日平均 50m³/日以上の上記事業場は水濁法に基づいて排水規制がかかる。

イ．事業場の新設または既存の事業場に湖沼特定施設の設置、変更を行った場合には、湖沼法に基づき更にウ．の規制がかかる。

ウ．規制基準の遵守（湖沼法第 7 条）

- ・ 排出される水(排水)の汚濁負荷量の基準(都道府県知事が定める)
- ・ 規制項目：化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(N)、磷含有量(P)
- ・ 指定湖沼

ア) 霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、諏訪湖、琵琶湖、中海、宍道湖、児島湖

・・・COD、N、P

イ) 釜房ダム貯水湖、野尻湖・・・COD、P

(参考) 湖沼法第 7 条の適用となる事業場の届け出数

水濁法第 7 条（特定施設の構造等の変更の届け出数）に基づく平成 14 年度の届け出数

釜房ダム貯水池	0	霞ヶ浦	14	印旛沼	3	手賀沼	3	諏訪湖	0		
野尻湖	0	琵琶湖	149	児島湖	4	中海	3	宍道湖	18	合計	194

(平成 14 年度水濁法施行状況調査より)

特定施設の構造等の変更を行った場合でも排水量が増加しなければ汚濁負荷量の規制は適応されないこと等から、届け出事業場数のうち湖沼法 7 条の適応となる届け出事業場数は上表の内数となる。

参考25 指定湖沼流域において排水規制の対象となる特定事業場の裾下げ等の推移

湖沼名	霞ヶ浦	印旛沼	手賀沼	琵琶湖	児島湖	諏訪湖	野尻湖	釜房ダム	中海	宍道湖
県名	茨城県	千葉県		滋賀県	岡山県	長野県		宮城県	鳥取県・島根県	島根県
水濁法に基づいて排水規制の対象となる特定事業場の日平均排水量	50m ³ 以上(指定湖沼に直接流入する排水はCOD規制、指定湖沼流域の河川に排水する排水はBOD規制)									
特定事業場の裾下げを規定している条例の名称	CODについては公害防止条例、N、Pについては富栄養化防止条例	水濁法に基づく上乗せ条例	水濁法に基づく上乗せ条例	環境負荷低減条例	公害防止条例	水濁法に基づく上乗せ条例	水濁法に基づく上乗せ条例	水濁法に基づく上乗せ条例	水濁法に基づく上乗せ条例	水濁法に基づく上乗せ条例
条例の施行年月	昭和47年1月(公) 昭和57年9月(富)	昭和51年7月	昭和47年12月	平成14年4月	昭和48年6月	昭和47年12月	昭和48年11月	昭和51年8月		
条例の施行時の裾下げの日平均排水量	20m ³ 以上	30m ³ 以上	30m ³ 以上	下に同じ	50m ³ 以上	10m ³ 以上	25m ³ 以上	25m ³ 以上		
現行の裾下げの日平均排水量	20m ³ 以上	10m ³ 以上	10m ³ 以上	20m ³ 以上 又は 日最大排水量 50m ³ 以上	10m ³ 以上(BOD、COD) 20m ³ 以上(N、P)	10m ³ 以上	25m ³ 以上	25m ³ 以上		
裾下げの日平均排水量の見直し時期	見直し時期なし	平成11年度より 現行の裾下げ排水量	平成8年度より 現行の裾下げ排水量	見直し時期なし	平成4年度より20m ³ 以上、 平成9年度より現行の 裾下げ排水量	見直し時期なし	見直し時期なし	見直し時期なし	見直し時期なし	見直し時期なし
県条例により裾下げ、横出しされた特定施設の種類の概要(BOD、COD、窒素含有量、りん含有量に係るもの)	(富栄養化防止条例) 畜舎(馬の飼養に用いるものであつて、同一敷地内におけるその総面積が260平方メートル以上500平方メートル未満のもの)/車両の洗浄施設/地方卸売市場に設置される卸売場及び仲卸売場(青果物に係るもの)/廃油処理施設等11施設	(千葉県環境保全条例) 食品衛生法施行令に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設であつて、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出するもの(総床面積が100m ² 未満の事業場を除く)に係るもの並びに当該施設を設置する特定事業場から排出される水の処理施設	(公害防止条例及び(富栄養化防止条例) 廃ガス洗浄施設/湿式集じん施設/脱脂施設/プラスチック製品製造業の用に供する混合施設、成型施設/出版印刷、同関連産業の用に供する自動式印刷施設、混合施設/化学工業の用に供する混合施設、混練施設/反応施設等17施設	(岡山県環境負荷低減条例) 練り製品製造業の用に供する全ての規模のらいかい施設/飲食店営業又は給食施設の用に供する全ての規模の洗米機/豆菓子製造業の用に供する全ての規模の湯煮施設等20施設	(公害防止条例) 公衆浴場の用に供する洗場施設等9施設(上乗せ条例) 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場からの排水については10m ³ 以上のものについて、水濁法施行令第3条第1号から第11号までに規定する項目毎に一般排水基準に定める許容限度	(鳥取県公害防止条例) (1)特定給食施設(300食/回以上又は750食/日以上)の調理施設 (2)ドラムかん更生業の用に供する洗浄施設 (3)鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、自動車整備業及びガソリンステーションの用に供する車両洗浄施設				
備考			湖沼が河川の排出先に関わらずCOD規制とBOD規制の両方を適応							

参考26 未規制事業場の概要

1. 総床面積等が規定され裾切りがなされている特定施設

- 1の2・総面積50m²以上の豚房施設、総面積200m²以上の牛房施設、総面積500m²以上の馬房施設
- 66の3・総床面積が500m²以上の学校給食法に規定する共同調理場に設置される厨房施設
- 66の4・総床面積が360m²以上の弁当仕出屋に設置される厨房施設
- 66の5・総床面積が420m²以上の飲食店に設置される厨房施設
- 66の6・総床面積が630m²以上のそば店、うどん店、寿司店、喫茶店等に設置される厨房施設
- 66の7・総床面積が1,500m²以上の料亭、バー、キャバレー等に設置される厨房施設
- 68の2・病床数が300床以上の病院に設置される厨房、洗浄、入浴施設
- 70の2・屋内作業場の総面積が800m²以上の自動車整備工場に設置される洗車施設

「特定施設」とは

人の健康を害する恐れのあるもの、または生活環境に対して害をもたらす恐れのあるものを含んだ排水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令に定められたものを「特定施設」という。

この「特定施設」を設置している工場・事業場を「特定事業場」という。

特定事業場の業種別内訳

(平成15年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	特 定 事 業 場 数		
		届出総数	平均排水 量50m ³ /日 以上のもの	平均排水 量50m ³ /日 未満のもの
1の2	畜産農業	34,416	351	34,065
66の3	共同調理場	841	255	586
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業	875	277	598
66の5	飲食店	2,875	897	1,978
66の6	そば・うどん・すし店・喫茶店	38	9	29
66の7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	244	2	242
68の2	病院	714	432	282
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設	778	10	768

平成14年度水濁法施行状況調査より
COD、BOD、T-N、T-Pの生活環境項目については、平均排水量50m³/日以上
の特定事業場について水濁法に基づいて排水規制が適用される。

2. 湖沼法に基づく特定事業場の裾下げの状況

1. の特定施設のうち「1の2：畜産農業」及び「68の2：病院」については、湖沼法により裾下げが規定されている。

(1) 「1の2：畜産農業」関係

指定施設

- ・畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。
 - ア)豚房施設(豚房の総面積が40m²以上50m²未満の事業場に係るものに限る)
 - イ)牛房施設(牛房の総面積が160m²以上200m²未満の事業場に係るものに限る)
 - ウ)馬房施設(馬房の総面積が400m²以上500m²未満の事業場に係るものに限る)

「指定施設」は施設の届出義務(施設の種類、構造、使用方法、汚物の運搬及び処理の方法等)と基準厳守義務(施設の構造及び使用の方法の基準)が規定されている。

指定湖沼における適用件数：20事業場(平成14年度水濁法施行状況調査より)

その他、「こいの養殖施設(網いけすの総面積が500m²を超えるものに限る)」が規定されている。

(2) 「68の2：病院」関係

みなし指定地域特定施設

- ・病院で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの。
 - ア)厨房施設
 - イ)洗浄施設
 - ウ)入浴施設

排水規模が日平均50m³/日以上のものについては、水濁法の規制を受ける。

指定湖沼における適用件数：27事業場(平成14年度水濁法施行状況調査より)

その他、「し尿浄化槽(処理対象人員が201人以上500人以下)」が規定されている。

3. 特定事業場と小規模事業場・未規制事業場の汚濁負荷割合の例

環境省が香川県で実施した「発生負荷量等管理調査」によると以下の通り。

平成11年度の県内の水質汚濁の状況をCODについて見ると

- ・最大の発生源は家庭から出る生活排水で十六トン。
- ・産業排水は九トンと全体の三割程度となっている。
このうち七トンは小規模または未規制事業所の排水。

未規制事業場の事業場数(比率)は次のとおり。

(1) 特定事業場(50トン/日以上)	約300	排水規制有り
(2) 特定事業場(50トン/日未満)	約4,100	" 無し
(3) 未規制事業場	約12,000	" 無し

参考27 畜産環境問題の現状

畜産環境問題の現状

- (1) 全国で1年間に発生する家畜排せつ物の量は平成15年時点で約9,000万トンとみられる。
- (2) 平成11年調査によれば、このうち約7,500万トン（発生量の約8割）が土づくり資材などとして草地や農地還元へ、約6百万トンが浄化処理や高度利用に仕向けられ、残りの約9百万トン（発生量の約1割）が野積み・素掘りといった不適切な処理がなされたとみられる。
- (3) 野積み・素掘りなどの不適切な処理は、悪臭問題のほか、河川への流出や地下水への浸透を通じ、閉鎖性水域の富栄養化、硝酸性窒素やクリプトスポリジウム（原虫）による水質汚染の一因となることが指摘されてきた。
- (4) このため、畜産環境問題の解決と畜産業の健全な発展を目的として、平成11年7月、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「家畜排せつ物法」という。）が制定され、平成11年11月1日から施行された。

家畜排せつ物の処理・利用の現状（平成11年時点）



畜種別にみた家畜排せつ物発生量(単位：万トン)

畜種	発生量
乳用牛	約 2,851
肉用牛	約 2,597
豚	約 2,254
採卵鶏	約 786
ブロイラー	約 492
合計	約 8,980

注：畜産統計（15年2月）から推計

家畜排せつ物法の概要

- (1) 家畜排せつ物法では、家畜排せつ物の処理・保管の基準（以下「管理基準」という。）を定め、これに係る行政指導や罰則の規定のほか、利用の促進に関する規定を定めている。
- (2) 管理基準の一部には施設整備に要する期間を考慮して適用猶予期間（平成16年10月末日まで）が設けられており、平成16年11月1日から管理基準全体の適用が開始される。
- (3) なお、管理基準は一定規模以上の農家に対して適用。
- (4) 法に基づき、家畜排せつ物を適正に管理しその利用を促進することは、農畜産業の健全な発展とともに、大気・水環境の保全、循環型社会の構築といった重要な政策課題に対し大きく貢献するものと考えられる。

家畜排せつ物法の基本的枠組み

